

利用権設定（新規契約）に係る事務日程表

平成19年4月作成

公益財団法人 宇都宮市農業公社

手続きの期間は、農業委員会などによる調査のために2～3ヶ月かかりますので、よろしく
お願いいたします。

事務内容	期間		
	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月
(1)貸し手、借り手からの相談・受付 (貸し手、借り手の意向を確認)	● →		
(2)相談のあった農地の調査 (農業委員会や農業振興課に依頼) ・登記簿謄本照合（法務局） ・農地台帳照合（農業委員会） ・小作台帳照合（ 〃 ） ・年金受給照合（ 〃 ） ・納税猶予照合（ 〃 ） ・水田台帳照合（農業振興課） ・認定農業者等照合（ 〃 ） ・生産調整実施有無（ 〃 ）	● →		
(3)農用地利用集積計画の作成 (貸し手と借り手、公社の3者で作成)		●	
(4)農地部会用の議案書作成		●	
(5)農業委員会・農地部会審査			●
(6)農用地利用集積計画の公告			●
(7)申請人への通知 (農用地利用集積計画書の送付) (計画の始期は、翌月1日付け)			●

【 調査事項 】

○利用権の設定には農業委員会の承認が必要ですので、次のような調査を実施します。

《利用権設定をしようとする農地について》

- ・農業委員会の農地台帳や市（農業振興課）の水田台帳に登載されているかどうか。
- ・小作権は付いていないかどうか。（付いている場合には、解約手続きが必要です）
- ・相続税や贈与税の納税猶予地ではないかどうか。

《貸し手について》

- ・農業者年金受給者ではないかどうか。

《借り手について》

- ・借り手が認定農業者かどうか。（認定農業者を主体に貸付を行なっています）
- ・生産調整を実施（達成）しているかどうか。